

令和8年 第1回臨時会

# 浪江町議会会議録

令和8年 1月21日 開会

令和8年 1月21日 閉会

浪江町議会

# 令和8年第1回浪江町議会臨時会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

## 第 1 号（1月21日）

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため出席した者の職氏名	4
開会の宣告	5
開議の宣告	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
議案第1号から議案第6号の一括上程、説明	6
議案第1号の質疑、討論、採決	15
議案第2号の質疑、討論、採決	15
議案第3号の質疑、討論、採決	17
議案第4号の質疑、討論、採決	17
議案第5号の質疑、討論、採決	18
議案第6号の質疑、討論、採決	20
閉会の宣告	21

## 浪江町告示第 2 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 101 条第 1 項の規定により、令和 8 年浪江町議会臨時会を、次のとおり招集する。

令和 8 年 1 月 8 日

浪江町長 吉 田 栄 光

- 1 日 時 令和 8 年 1 月 21 日（水） 午前 9 時
- 2 場 所 浪江町議会議事堂
- 3 付議事件
  - （1）工事請負契約の締結について（浪江駅周辺地区緑空間整備工事）
  - （2）工事請負契約の締結について（浪江駅周辺地区公共トイレ等新築工事）
  - （3）物品購入契約の締結について（おこめ券購入）
  - （4）工事請負契約の変更について（畜産施設建築工事）
  - （5）工事請負契約の変更について（畜産施設電気設備工事）
  - （6）令和 7 年度浪江町一般会計補正予算（第 6 号）

○応招・不応招議員

応招議員（12名）

1番	横	字	史	年	君	2番	佐	藤	勝	伸	君
3番	鈴	木	幸	治	君	4番	山	本	幸一	郎	君
5番	紺	野		豊	君	6番	武	藤	晴	男	君
7番	紺	野	則	夫	君	8番	佐々	木		茂	君
9番	佐々	木	勇	治	君	10番	半	谷	正	夫	君
11番	松	田	孝	司	君	12番	平	本	佳	司	君

不応招議員（なし）

# 第 1 回 臨時町議会

( 第 1 号 )

令和 8 年第 1 回浪江町議会臨時会

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 8 年 1 月 2 1 日 (水曜日) 午前 9 時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 1 号 工事請負契約の締結について (浪江駅周辺地区緑空間整備工事)
- 日程第 4 議案第 2 号 工事請負契約の締結について (浪江駅周辺地区公共トイレ等新築工事)
- 日程第 5 議案第 3 号 物品購入契約の締結について (おこめ券購入)
- 日程第 6 議案第 4 号 工事請負契約の変更について (畜産施設建築工事)
- 日程第 7 議案第 5 号 工事請負契約の変更について (畜産施設電気設備工事)
- 日程第 8 議案第 6 号 令和 7 年度浪江町一般会計補正予算 (第 6 号)

出席議員（11名）

1番	横	字	史	年	君	3番	鈴	木	幸	治	君	
4番	山	本	幸	一	郎	君	5番	紺	野	豊	君	
6番	武	藤	晴	男	君	7番	紺	野	則	夫	君	
8番	佐	々	木	茂	君	9番	佐	々	木	勇	治	君
10番	半	谷	正	夫	君	11番	松	田	孝	司	君	
12番	平	本	佳	司	君							

欠席議員（1名）

2番 佐藤勝伸君

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	吉	田	長	栄	光	君	副	町	山	本	長	一	君
副	町	成	井	長	祥	君	総務課長兼選挙管理 委員会書記長	戸	浪	義	勝	君	
企画財政課長	吉	田	厚	志	君	農林水産課長兼 農業委員会事務局長	大	浦	龍	爾	君		
市街地整備課長	今	野	裕	仁	君								

---

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	中	野	夕	華	子	君	次	今	野	長	一	君
書記	岡	本	ち	り	君							

- 
- 議長（山本幸一郎君） おはようございます。  
会議前ではございますが、傍聴される方に申し上げます。  
携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードにするよう  
ようお願いいたします。
- 

◎開会の宣告

- 議長（山本幸一郎君） ただいまの出席議員数は11人であります。  
定足数に達しておりますので、令和8年第1回浪江町議会臨時会  
を開会します。

（午前 9時00分）

---

◎開議の宣告

- 議長（山本幸一郎君） 直ちに本日の会議を開きます。
- 

◎議事日程の報告

- 議長（山本幸一郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりで  
す。
- 

◎会議録署名議員の指名

- 議長（山本幸一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議規則第127条の規定により会議録署名議員に、3番、鈴木幸  
治君、5番、紺野豊君を指名します。
- 

◎会期の決定

- 議長（山本幸一郎君） 日程第2、会期の決定を議題にします。  
お諮りします。今臨時会の会期は、本日限りにしたいと思ひます。  
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（山本幸一郎君） 異議なしと認めます。  
よって、会期は本日限りに決定しました。  
お諮りします。日程第3、議案第1号 工事請負契約の締結につ  
いて（浪江駅周辺地区緑空間整備工事）から日程第8、議案第6号  
令和7年度浪江町一般会計補正予算（第6号）までを一括議題とし  
たいと思ひます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（山本幸一郎君） 異議なしと認めます。  
よって、日程第3、議案第1号から日程第8、議案第6号までを

一括議題とします。

◎議案第1号から議案第6号の一括上程、説明

○議長（山本幸一郎君） 日程第3、議案第1号 工事請負契約の締結について（浪江駅周辺地区緑空間整備工事）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） おはようございます。

議案第1号 工事請負契約の締結について、ご説明をいたします。

本案は、浪江駅周辺地区緑空間整備工事について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった、株式会社泉田組代表取締役泉田征慶と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

詳細については、市街地整備課長に説明をさせます。

○議長（山本幸一郎君） 市街地整備課長。

○市街地整備課長（今野裕仁君） それでは、議案書よりご説明いたします。

1、契約の目的、浪江駅周辺地区緑空間整備工事。

2、施工箇所、浪江町大字権現堂地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、8億2,500万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額、7,500万円。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字権現堂字上蔵役目17番地1、株式会社泉田組代表取締役泉田征慶。

6、工期、議会の議決を得た日から令和9年3月31日まで。

本工事は、浪江駅周辺整備事業において駅前から新町通りまでの回遊性を高めるとともに、憩いの空間を創出するため、遊歩道兼広場を整備するものでございます。

議案第1号、資料1をご覧ください。

本工事全体の平面図となっております。赤枠が今回の工事範囲で、西側から（仮称）憩い広場、船出広場、ふれあい広場の配置となっております。

まずは、憩いの広場をご説明いたしますので、資料2の1をご覧ください。平面図となっております。

サニーデッキ2か所と全員協議会でご説明しました校章モニュメントを9か所整備いたします。また、草刈りロボットも2台配置する予定でございます。

資料2の2をご覧ください。施工の平面図となっております。メイン遊歩道は自然色舗装とサブ歩道は洗い出しのコンクリート舗装にしております。

続いて、資料2の3をご覧ください。電気の平面図となっております。イベント用のコンセント5か所、夜間の遊歩道の明るさを確保するためのポールライト7基、全体を柔らかく照らす15メートルのポールライトを1基整備いたします。

資料2の4をご覧ください。給水の平面図となっております。植栽と芝生の保護のために、散水栓を6か所整備いたします。

続いて、資料2の5をご覧ください。植栽の平面図となっております。主にカツラ、桜、シラカシなどの高木をメインに植えまして、なるべく花が咲く季節が異なる樹種を選びまして、花が鑑賞できる期間を長くなるように選定しております。また、ピンク色の部分が芝生になっております。

資料2の6をご覧ください。憩い広場のイメージパース図となっております。③の上空から見たパースが、波紋が広がっていくようなイメージが見てとれると思います。

続きまして、船出広場をご説明いたしますので、資料3の1をご覧ください。施設平面図となっております。左側が北になっておりますので、ご注意ください。こちらにも草刈りロボットを2台設置いたします。

続きまして、資料3の2をご覧ください。舗装の平面図となっております。船出広場には駐車場を設けますが、ここは通常のアスファルト舗装にしております。

資料3の3をご覧ください。電気の平面図となっております。EV充電器を4基、それに伴いキュービクルを1基、またポールライトを13基、整備いたします。

資料3の4をご覧ください。給水の平面図となっております。こちらにも芝生と植栽の保護のため、散水栓を5か所整備します。

続いて、資料3の5をご覧ください。植栽の平面図となっております。こちらにも、カツラ、桜、シラカシなどの高木をメインに植えてまいります。

続きまして、3の6をご覧ください。船出広場のイメージパース図となっております。③の上空から見たパース図は、憩い広場から船出広場まで波紋が広がっていくのが分かると思います。

続きまして、ふれあい広場をご説明いたしますので、資料4の1をご覧ください。施設平面図となっております。こちらは、草刈りロボットを1台設置いたします。

続いて、資料4の2をご覧ください。舗装の平面図となっております。遊歩道は同じく自然色舗装としております。

続きまして、資料4の3をご覧ください。電気の平面図となっております。イベント用のコンセント2か所、夜間の遊歩道の明るさ確保のためのポールライト1基、全体を柔らかく照らす15メートルポールライト1基整備。

続きまして、資料4の4をご覧ください。給水の平面図となっております。植栽と芝生の保護のため散水栓を5か所、手洗い水飲み場を1基整備いたします。

資料4の5をご覧ください。植栽の平面図となっております。こちらにも、カツラ、桜、シラカシなど高木をメインに植えてまいります。

資料4の6をご覧ください。ふれあい広場のイメージパース図となっております。③の上空から見たパース図で、新町通り側に大きめなスペースがありますが、こちらは、十日市のステージや盆踊りなどを意識した設計となっております。

次に、議案第1号資料5をご覧ください。入札執行結果表となっております。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本幸一郎君） 日程第4、議案第2号 工事請負契約の締結について（浪江駅周辺地区公共トイレ等新築工事）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第2号 工事請負契約の締結について、ご説明をいたします。

本案は、浪江駅周辺地区公共トイレ等新築工事について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった東北工業建設株式会社代表取締役戸川聡と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

詳細については、市街地整備課長に説明をさせます。

○議長（山本幸一郎君） 市街地整備課長。

○市街地整備課長（今野裕仁君） それでは、議案書よりご説明いたします。

- 1、契約の目的、浪江駅周辺地区公共トイレ等新築工事。
- 2、施工箇所、浪江町権現堂地内。
- 3、契約の方法、指名競争入札。
- 4、契約金額、5億1,700万円、うち取引に係る消費税及び地方

消費税の額、4,700万円。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字藤橋字原59番地1、東北工業株式会社代表取締役戸川聡。

6、工期、議会の議決を得た日から令和8年12月18日まで。

本工事は、浪江駅周辺整備事業において、新町ふれあい広場にありました公共トイレに代わるものとして、浪江郵便局東側に周辺整備にあわせて公共トイレを整備するものでございます。

議案第2号資料1をご覧ください。

本工事全体の平面図となっております。黒太枠が今回の工事範囲で、西側から（仮称）憩い広場にはあずまや、船出広場には公共トイレ、ふれあい広場には遊具とあずまやの配置となっております。

まず、憩い広場をご説明いたしますので、資料2の1をご覧ください。施設の配置図となっております。ピンクの部分があずまや1を2棟、水色の部分がベンチで14基整備いたします。

続きまして、資料2の2をご覧ください。あずまや1（南棟）の立面図です。構造は鉄骨造で、屋根は少し光を通す幕屋根になっていて、木が軽やかに揺らぐ波型のあずまやとなっております。

続きまして、資料2の3をご覧ください。あずまや1（北棟）の立面図になります。

続きまして、資料2の4をご覧ください。あずまや1（南棟）のイメージパース図となっております。

続きまして、資料2の5をご覧ください。憩い広場ベンチ①の詳細図です。夜間は淡い光で足元を照らす設定となっております。

資料2の6をご覧ください。憩いの広場ベンチ②の詳細図です。樹脂製で波紋に沿った形状となっております。

資料2の7をご覧ください。憩い広場ベンチ③の詳細図でございます。こちらは通常の平らなベンチとなっております。

資料2の8をご覧ください。憩い広場④の詳細図です。こちらは背もたれがついたタイプとなっております。

資料2の9をご覧ください。憩い広場のイメージパース図となっております。

続きまして、船出広場をご説明いたしますので、資料3の1をご覧ください。施設の配置図となっております。左側が北になっておりますのでご注意ください。アイボリーの部分が公共トイレ1棟、水色の部分がベンチを4基整備いたします。

資料3の2をご覧ください。公共トイレの平面図となっております。西側がトイレ部分、東側が倉庫部分、ベンチ部分、真ん中は駐車場から通り抜けられる通路となっております。構造は、木製のC

LT構造になっておりまして、大きな屋根で休憩スペースを兼ねたトイレになっております。

資料3の3をご覧ください。公共トイレの立面図となっております。屋根は片流れで、先端を曲線にしてあるのが特徴でございます。

資料3の4をご覧ください。電気設備図になっております。柔らかい明るさにするため、LEDの間接照明を多く使用しております。また、外部照明はアップライトを使用しまして、光源が直接、目に入らないように工夫しております。

資料3の5をご覧ください。機械設備図になっております。男子トイレは小便器2台、大便器1台、手洗い器2台、女子トイレは大便器3台、手洗い器3台、バリアフリースイートイレは大便器1台、手洗い器1台、オストメイト1台も整備いたします。

続きまして、資料3の6をご覧ください。公共トイレのイメージパース図になっております。屋根の曲線や通り抜けられる通路が特徴となっております。

続きまして、資料3の7から3の10はベンチの詳細図となっております。トイレの躯体部分を利用したCLTのベンチとなっておりますので、後ほどご覧ください。

続きまして、資料3の11をご覧ください。船出広場のイメージパース図になっております。

続きまして、ふれあい広場をご説明いたしますので、資料4の1をご覧ください。施設の配置図となっております。ピンクの部分があずまや2を1棟、黄色の部分が遊具1棟、水色の部分がベンチで14基整備いたします。

資料4の2をご覧ください。遊具の平面図となっております。この遊具はネットで造る波のように揺らめく遊具となっております。

資料4の3をご覧ください。遊具の立面図となっております。パイプで釣り上げる構造で、ネットが三重に重なり合う構造となっております。

資料4の4をご覧ください。イメージのパース図となっております。

続きまして、資料4の5をご覧ください。あずまや2の平面、立面、断面図となっております。

続きまして、資料4の6をご覧ください。あずまやのイメージパース図となっております。パイプ支柱に幕屋根が伸びやかに広がるデザインとなっております。あわせて、曲面のベンチも整備いたします。

資料4の7から4の9をご覧ください。ベンチの詳細図になって

おりますので、後ほどご覧ください。

資料4の10をご覧ください。ふれあい広場のイメージパース図になっております。遊具とあずまやが同じパイプ構造になっていて、エリアの統一感を持たせております。

次に、議案第2号資料5をご覧ください。入札執行結果表となっております。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本幸一郎君） 日程第5、議案第3号 物品購入契約の締結について（おこめ券購入）を議題とします。

町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第3号 物品購入契約の締結について、ご説明をいたします。

本案は、おこめ券購入について地方自治法第234条第1項の規定による随意契約により落札者となった、全農パールライス株式会社代表取締役山本貞郎と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

詳細については、農林水産課長より説明をさせます。

○議長（山本幸一郎君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大浦龍爾君） それでは、議案書によりご説明いたします。

議案第3号をご覧ください。

1、契約の目的、おこめ券購入。

2、納入箇所、浪江町大字幾世橋字六反田地内。

3、契約の方法、随意契約。

4、契約金額、6,773万4,000円。

5、契約の相手方、東京都千代田区神田三崎町3丁目1番16号、全農パールライス株式会社代表取締役山本貞郎。

6、工期、議会の議決を得た日から令和8年2月6日まで。

本件は、おこめ券の購入を行うものです。

次のページ、議案資料1をご覧ください。

こちら、今回購入するおこめ券の購入の目的及び数量などを示しております。住民登録のある住民の皆様1人当たり10枚のおこめ券配布のため、14万2,000枚を購入することとなります。

次のページ、資料2をご覧ください。こちら、随意契約の執行結果表となります。

ご説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

す。

○議長（山本幸一郎君） 日程第6、議案第4号 工事請負契約の変更について（畜産施設建築工事）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第4号 工事請負契約の変更について、ご説明をいたします。

本案は、畜産施設建築工事について変更契約を行うものであります。現在の契約金額は54億2,300万であります。1億3,975万8,300円を増額し、55億6,275万8,300円に変更するものであります。

詳細については、農林水産課長より説明をさせます。

○議長（山本幸一郎君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大浦龍爾君） それでは、議案書によりご説明いたします。

議案第4号をご覧ください。

1、契約の目的、畜産施設建築工事。

2、施工箇所、浪江町大字棚塩地内。

3、契約の方法、制限付き一般競争入札。

4、契約金額、変更前54億2,300万、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額4億9,300万円、変更後、55億6,275万8,300円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額5億570万5,300円。

5、契約の相手方、宮城県仙台市青葉区中央2丁目11番18号、奥村・横山特定建設工事共同企業体、代表者株式会社奥村組東北支店執行役員支店長野崎文隆。

6、工期、令和6年1月23日から令和8年3月31日。

こちら、本件は、畜産施設建築工事の変更契約を行うものです。

次のページ、議案資料をご覧ください。理由書になります。

このたびの変更内容を申し上げます。

本工事につきまして、約2年にわたる長期間での工事であり、世界的な経済状況の変化により請負代金が不適合な状況になっていることから、工事施工者より、浪江町工事請負約款第26条第1項の規定である全体スライド条項の適用による請負代金の変更について請求を受けました。そのため、全体スライド条項の適用による請求内容の審査、及び全体スライド額を算定した結果、請負代金に増額変更の必要が生じたため、変更契約を行うものです。

参考としまして、浪江町工事請負約款第26条第1項と、請負代金の変更方法を記載してございます。

ご説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

す。

○議長（山本幸一郎君） 日程第7、議案第5号 工事請負契約の変更について（畜産施設電気設備工事）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第5号 工事請負契約の変更について、ご説明をいたします。

本案は、畜産施設電気設備工事について変更契約を行うものであります。現在の契約金額は12億1,000万であります。4,069万4,500円を増額し、12億5,069万4,500円に変更するものであります。

詳細については、農林水産課長より説明をさせます。

○議長（山本幸一郎君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大浦龍爾君） それでは、議案書によりご説明いたします。

議案第5号をご覧ください。

1、契約の目的、畜産施設電気設備工事。

2、施工箇所、浪江町大字棚塩地内。

3、契約の方法、随意契約。

4、契約金額、変更前12億1,000万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1億1,000万円、変更後、12億5,069万4,500円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1億1,369万9,500円。

5、契約の相手方、福島県郡山市富久山町久保田字石鼻91番地の1、ミライト・ワン浪江電設特定建設工事共同企業体、代表者株式会社ミライト・ワン福島支店支店長黒坂正人。

6、工期、令和6年1月23日から令和8年3月31日まで。

本件は、畜産施設電気設備工事の変更契約を行うものです。

次のページ、議案資料をご覧ください。こちら、理由書になります。

変更内容を申し上げます。

本工事につきまして、約2年にわたる長期間での工事であり、特定の主要材料の物価水準が上昇していることにより請負代金が不応な状況になっていることから、工事施工者より、浪江町工事請負約款第26条第5項の規定である単品スライド条項の適用による請負代金の変更について請求を受けました。そのため、単品スライド条項の適用による請求内容の審査、及び単品スライド額を算定した結果、請負代金に増額変更の必要が生じたため、変更契約を行うものです。

参考としまして、浪江町工事請負約款第26条第5項と、請負代金

の変更方法を記載してございます。

ご説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本幸一郎君） 日程第8、議案第6号 令和7年度浪江町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第6号 令和7年度浪江町一般会計補正予算（第6号）について、ご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ151万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を452億3,575万1,000円とするものであります。

詳細については、企画財政課長より説明をさせます。

○議長（山本幸一郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） それでは、事項別明細書によりご説明をさせていただきます。

6ページをお開きください。

まず、歳入についてご説明をいたします。

款18財政調整基金繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金、151万6,000円の増につきましては、事業執行に係る財源とするため、財政調整基金から繰入れをするものとなっております。

7ページをご覧ください。

歳出についてご説明をいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目5財産管理費、151万6,000円の増につきましては、節14工事請負費において、役場公用車車庫に防犯カメラを6台設置するための予算を計上しております。

また、節17備品購入費では、同じく車庫に設置するタイヤ保管用のラックを2台購入するための予算を計上しております。

今回の補正予算につきましては、昨年発生しました公用車のタイヤ盗難に可及的速やかに対策を講ずるため、今回の臨時会での予算を計上させていただいているものでございます。

最後に、補正予算による基金の運用状況も配付をさせていただいておりますので、後ほど、ご確認をお願いいたします。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本幸一郎君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

ここで常任委員会開催のため10時30分まで休議とします。

（午前 9時28分）

○議長（山本幸一郎君） 再開します。

（午前10時30分）

---

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（山本幸一郎君） 日程第3、議案第1号 工事請負契約の締結について（浪江駅周辺地区緑空間整備工事）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第1号 工事請負契約の締結について（浪江駅周辺地区緑空間整備工事）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（山本幸一郎君） 日程第4、議案第2号 工事請負契約の締結について（浪江駅周辺地区公共トイレ等新築工事）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

5番、紺野豊君。

○5番（紺野 豊君） 1点だけ言っていきます。

これ、今回の新築工事、これはよろしいんですけども、ふれあいセンターあたりのトイレ関係、結構値段高かった経過があるので、今回、入札入ったと思うんですけども、合計して700万ということなんだけれども、中身的なもの、例えば、空間のいろいろな広場とかああいう関係の明細をお聞きしたいんです。金額どのくらいか。トイレがどのくらいかとか。その明細を出してほしいんですけども、その辺はお願いできますか。

○議長（山本幸一郎君） 市街地整備課長。

○市街地整備課長（今野裕仁君） それでは、計算をしてありますので、後ほどお渡しいたします。お願いします。

大変失礼しました。質問にお答えします。

ふれあいセンターのトイレは、当時、2022年に竣工しております。

て、今から5年前でございます。トイレの合計金額は1億4,179万円、今回の公共トイレは約1.5倍の大きさですけれども、1億4,475万4,500円でございます。

当時の5年前の物価高騰からも考えますと、今回のトイレは5年前のトイレの約0.8倍ぐらいで設計されております。

以上でございます。

○議長（山本幸一郎君） ほかに質疑ありますか。

8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） 質問させていただきます。

トイレなんですけど、洋式トイレでしょうか。それとも和式も入るんでしょうか。お聞きします。

○議長（山本幸一郎君） 市街地整備課長。

○市街地整備課長（今野裕仁君） 全て洋式でございます。

以上でございます。

○議長（山本幸一郎君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） 洋式トイレで安心しました。なぜかという、和式トイレって比較的汚れがどこへ行ってもひどいもので、お掃除も大変だし、後の人がそこを入れないですから。私、ちょっと話飛んで申し訳ないんですが、学校なんかも和式と洋式がちゃんとあるようなんですけれども、やっぱりこれからの公共の施設の場合は洋式にしていきたいということで、要望になりますけれども、ぜひお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（山本幸一郎君） ほかに質疑ありますか。

9番、佐々木勇治君。

○9番（佐々木勇治君） 私はベンチについてなんですけれども、ベンチにLEDライトが、照明ですか、町民の中ではそんなのベンチに要らないという方もいたんですけれども、なぜつけるようになったのかと、例えば足元が暗いとか、どんな理由でつけるようになったのかお伺いします。

○議長（山本幸一郎君） 市街地整備課長。

○市街地整備課長（今野裕仁君） 議員おただしのとおり、足元を明るくするという意味と、柔らかい明かりで空間全体を整えたいという意味でございます。

以上でございます。

○議長（山本幸一郎君） 9番、佐々木勇治君。

○9番（佐々木勇治君） このライトをつけることによって、足元は危なくないという受け取り方なのか、柔らかい空間とはどのようなも

のなのか、ちょっとお伺いします。

○議長（山本幸一郎君） 市街地整備課長。

○市街地整備課長（今野裕仁君） 大変失礼しました。

そんなに明るくない弱い光で足元を照らして、雰囲気の良い空間をつくろうと。

以上でございます。

○議長（山本幸一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第2号 工事請負契約の締結について（浪江駅周辺地区公共トイレ等新築工事）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（山本幸一郎君） 日程第5、議案第3号 物品購入契約の締結について（おこめ券購入）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第3号 物品購入契約の締結について（おこめ券購入）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第4号の質疑、討論、採決

- 議長（山本幸一郎君） 日程第6、議案第4号 工事請負契約の変更について（畜産施設建築工事）を議題とします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これより議案第4号 工事請負契約の変更について（畜産施設建築工事）を採決します。  
採決は起立により行います。  
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
[起立全員]
- 議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。  
よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第5号の質疑、討論、採決

- 議長（山本幸一郎君） 日程第7、議案第5号 工事請負契約の変更について（畜産施設電気設備工事）を議題とします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。  
8番、佐々木茂君。
- 8番（佐々木 茂君） この件について、受注者が発注者に請求できるという文言はおかしいのではないか。  
あともう一つ。  
何でもかんでもスライド条項が入るようでは、物価スライド条項が入るようでは、入札をする意味がない。入札については、皆さんご存じだと思いますけれども、受注しようとする者が、単価や人件費とか、そういうものを積算をして、他社よりも1円でも安い金額をと提示をして入札というのが可能になる。ということは、入札金額で、ほぼ2年であろうが3年であろうが、それで工事費として計上していくわけでありまして、どうしても物価スライドだったら、入札するとき、一番、単価、利益ゼロでやっていけば、最終的に精算してもらえらるだろうということになると、入札そのものも成立しない、私は思っています。  
私はそのプロですから、そんなことやったら幾らでも何でも公共事業は物価スライド、人件費が上がりました、資材が上がりました、他社を出し抜くためには1円でも安い入札を、存在しなくなります。

これもう一つ、しっかり物価スライドとかいうのは全部外すと。さらに、もう一つ、じゃ、スライドで上がったんだから、納入業者に、下請さんでも協力業者さんでもいいですよ、その人に分け前を与えたかどうか、ちゃんと領収証とか何かをいただいて確認をする義務が生じてくるのではないのかと、こう思っています。

ただ上がったからといって、元請だけがもうかるシステムではないと私は思っています。

以上です。

○議長（山本幸一郎君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大浦龍爾君） ご質問にお答えいたします。

改めて、このスライド条項についてでございますが、今回の私どもの工事を例にとると、約2年の工期を定めてございます。その上で、実際に十二月を超えた残りの残工事に対して、入札を実施して契約をした当初よりも上昇している部分ですね、その上昇している部分が業者の言い値ではなく、県の単価等をもとに、例えば、今回の電気工事であれば単品スライドにはなるんですが、前段の建築工事ですと全体スライドということで、対象工種自体が19ございます。

今回の5号議案についての電気工事については4工種あるんですが、それぞれについて主に県単価をもとに上昇分というのを踏まえた中で、改めて工事の安全な執行というところで、あまりにも物価が上がってしまうと、工期内に完成しないことや、品質の低い工事になる可能性があるということで、約款の中でこのような定めがあるものと理解してございます。

入札が成り立たないというおただしでございますが、改めて、通常の入札ですと、1年以内の工期ということで、議員おっしゃるとおり工事が完了するまでにかかる経費ということで、各社しのぎを削って札を入れるものだと思っています。ただ一方で、今回のスライドについては、1年を超える工事の残工事に対して適用されるものという認識でして、改めまして、約款の中でも定めているというのは、浪江町役場だけではございませんので、このような形で約款に従った請求に従って、私どもは、今回、協議を進めた中で、各工種によって実際に上がっているかどうかの点検をさせていただいて、その後、国や県との財源協議というものもあったので、今の時期の変更契約ということになったことはご理解いただければと考えてございます。

なお、一番最後にあった下請に支払っているのかというところあたりは、あくまでも県の単価をベースに積算しているものなので、そこまでの確認は、町としては、してございませんことを申し添え

ます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（山本幸一郎君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） 積算を、まず入札に参加する場合、積算単価というものを何から出してくるかというのと、建設物価本、これを利用して、大体、これが標準単価になっています。それを、今度、納入していただける業者の方々から見積りを取って、それが適正なのかどうか、これは必ず調べます。そして、安いほう、これを一応単価に乗せて積算していくわけですよ。労務費とか、そういうものは確かに、おっしゃられるように上がってくるんだらうと思いますけれども、業者の利益からそれはスライドなんてやることないです。

入札に参加した人の利益から何もそれは引いていけばいいだけであって、全体的に、残工事に上げるというのであれば、上げた分、協力業者、納入業者に対して、その金額を応分で割合で支出しているかどうか、これだって追いかける意味があるのではないかと思う。下請とか協力業者を泣かせて元請だけがもうかるようなシステムを考えることがおかしいと私は思っています。

そういうことを頭に入れて、これ以上言いませんけれども、ぜひよろしく願いします。

○議長（山本幸一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第5号 工事請負契約の変更について（畜産施設電気設備工事）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（山本幸一郎君） 日程第8、議案第6号 令和7年度浪江町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

12番、平本佳司君。

○12番（平本佳司君） お疲れさまです。1点だけお尋ねをします。

これは、先ほどの説明だと、車庫の防犯カメラということでございますが、聞き損じていたかもしれませんけれども、ここ何か所つけるのかお尋ねをします。

それと、これに伴って、昨年起きた盗難に関して、関係ないと言われればそれまでかもしれませんけれども、どのようなことになっているのか、今現在の動きを教えてくださいませんか。

あと、ほかにつけるようなところはございますか。お尋ねをしたいと思います。

○議長（山本幸一郎君） 総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君） それでは、ご質問にお答えいたします。

まず、防犯カメラの箇所につきましては、合計、車庫等の全体を見渡せる6か所つける予定でございます。

また、盗難の事件のその後の状況につきましては、警察のほうからまだ報告はいただいております。

あと、今後、つける場所があるかどうかのご質問ではございませんけれども、今回のカメラの設置に伴いまして、車庫とオープンになっているところ、こちら入り口のほうの車の駐車場のところはありませんけれども、車のほかにいろいろ資材を置いているところにつきましての監視につきましてはカバーできるものと考えております。

以上でございます。

○議長（山本幸一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第6号 令和7年度浪江町一般会計補正予算（第6号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（山本幸一郎君） 以上で本臨時会に付された事件は全て終了しました。

これをもって、令和8年第1回浪江町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前10時50分)

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

浪江町議会議長 山 本 幸 一 郎

署 名 議 員 鈴 木 幸 治

署 名 議 員 紺 野 豊